

大分県報

平成二十八年
号外（六〇）
四月一日

（金曜日）

目次

規則

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部改正……………一

○規則

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第七十号

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則

児童福祉法第五十六条第二項の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和四十二年大分県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「とられた」を「採られた」に改め、同条第二項中「とられた」を「採られた」に、「第二十一条の五の三」を「第二十一条の五の三第一項」に、「第二十四条の二の」を「第二十四条の二第二項の」に、「第二十四条の二」を「第二十四条の二第一項」に、「第二十四条の七」を「第二十四条の七第一項」に、「第二十一条の五の二十八」を「第二十一条の五の二十八第一項」に、「第二十四条の二十」を「第二十四条の二十第一項」に改め、同条第四項中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同条第五項及び第六項中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に改める。

別表第一のAの項中「生保留法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同表の備考1③中「第15条に定める」を「第15条第4項の規定により」と改め、「（昭和39年法律第134号）」及び「（昭和34年法律第141号）」の次に「」を加え、「第45条に定める」を

「第45条第2項の規定により」と改め、同表の社一中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」と改め、同表の注②中「並びに第3項」を「及び第3項」と改め、同表の注③中「第2項及び第6項」を「第2項、第6項及び第24項」と改め、「第41条の19の4第1項」を「並びに第41条の19の4第1項」と改め、同表の社四中「第22条本文」を「第22条第1項本文」と改め、同表の注④中「とられた」を「採られた」と改める。

別表第二の注一中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」と改め、同表の注②中「並びに第3項」を「及び第3項」と改め、同表の社②中「第2項及び第6項」を「第2項、第6項及び第24項」と改め、「第41条の19の4第1項」を「及び第3項」と改め、「第41条の19の4第1項」を「並びに第41条の19の4第1項」と改め。

附則

この規則は、公布の日から施行する。